

市議会の正副議長、 委員会構成が決まりました

正副議長、委員会構成などを決める臨時市議会が2月21日に開かれ、議長には中塚祐介議員が、副議長には志水正司議員が決定しました。また、委員会構成は下表の通りです。

就任のごあいさつ

市民の皆様には、日頃から市議会に対し、特段のご理解、ご協力を賜っておりますことに、心から感謝を申し上げます。

私たちは、本年2月21日の市議会臨時会におきまして、議長と副議長に選出され、同日付で就任いたしました。

新生松浦市も早いもので2年が経過し、「次代をはぐくむ 産業創造都市 まつうら」を将来像として、地域の皆様方の声を聴かせていただきながら、行政と一体となって明日の松浦市づくりに向けているところでございます。しかしながら、ご承知のように国の三位一体改革などに伴い、その財政運営は極めて厳しいものがございます。

また、一方では、合併に伴う多くの解決すべき諸課題が山積いたしましたので、その責務の重大さを痛感いたしております。

市民皆様から負託を受けました議員一同、残された2年弱の期間、一丸となって市勢伸展、市民生活の安定、向上のため、専心努力してまいります。意でございます。

私たちは、もとより浅学非才ではございますが、円滑な議会運営に努め、行政と連携し、松浦市発展のために全力を傾注いたす所存でございますので、今後とも市民皆様のなご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



志水正司副議長



中塚祐介議長

委員会構成

委員会名	人員	委員長	副委員長	委員
常任委員会				
総務	7	尾野一男	下久保直人	吉原順穂、友田吉泰、吉富武志、松下英俊、中塚祐介
文教厚生	7 (次員1)	白石光一郎	金内武久	久枝邦彦、鈴立靖幸、木原勇一、志水正司
産業経済	6	山口芳正	竹本伸太郎	高橋勝幸、椎山賢治、板谷國博、寺澤優國
特別委員会				
道路網整備促進	7 (次員1)	吉富武志	椎山賢治	下久保直人、山口芳正、尾野一男、鈴立靖幸
企業誘致	6	松下英俊	吉原順穂	久枝邦彦、木原勇一、板谷國博、寺澤優國
行政改革	6	友田吉泰	白石光一郎	高橋勝幸、竹本伸太郎、金内武久、志水正司
議会運営委員会	7	鈴立靖幸	高橋勝幸	竹本伸太郎、久枝邦彦、金内武久、木原勇一、松下英俊

2月市議会臨時会

平成19年2月市議会臨時会が2月21日に開催されました。

可決された主な議案は次の通りです。

▼福島火葬場の市内使用料の変更

松浦斎苑の有料化に伴い、福島火葬場の市内使用料も有料化することにしたものです。

- 遺体(12歳以上) 〓 1万円
- 遺体(12歳未満) 〓 5千円
- 死産児 〓 3千円

第1回市議会定例会

平成20年第1回市議会定例会が3月7日から26日までの20日間で開催されました。

今議会では、平成20年度当初予算(254億)をはじめ、97件の議案などについて審議が行われました。

可決された主な議案は次の通りです。

▼松浦市多目的集会施設などの指定管理者の指定

▼人権擁護委員候補者の推薦(諮問)

任期満了となり、母袋嘉久氏(福島・伊万里釜)を再推薦したものです。

市役所からの お知らせ

生コンの支給

住みやすい住環境整備のため、生活道路の舗装に対して生コンクリートを支給しています。舗装計画のある人は、市政嘱託員を通じて申請してください。

対象の生活道路 4戸以上が利用する延長30m以上、幅員1m以上の生活道路 生コンの支給率 市が舗装に必要と認めた生コンの量の7割

申請期限 7月31日(木) 申請手続 問合せ先 建設課管理係

固定資産税縦覧帳簿の縦覧

平成20年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧を4月1日から行います。

縦覧とは、固定資産税の納税者が、他の土地や家屋と比較して価格が適正であるかどうかを確認するための制度で、無料で縦覧できます。詳しくは市報3月号をご覧ください。

縦覧期間 4月1日(火)～4月30日(水) (ただし、土・日・祝日は除く) 縦覧場所 税務課・福島支所・鷹島支所 問合せ先 税務課固定資産税係

行政相談所

市役所や国、県などの機関が行っている仕事について、意見や苦情、要望などはありませんか。次の通り行政相談所を開設しますので、気軽にご相談ください。

日時 4月10日(木) 午前10時～午後4時 場所 市役所別館多目的相談室 行政相談委員(敬称略) 川畑喜久雄 ☎0956-75-0724 青木サチ ☎0956-74-0456 問合せ先 総務課行政係

「光化学オキシダント」にご注意を

長崎県内では、毎年4月後半から10月の間に広範囲で「光化学オキシダント」が発生しやすくなります。

日差しが強く、気温が高く風が弱い日に発生し、人によっては「目がチカチカする」「くしゃみや涙が出る」「のどが痛くなる」などの症状が出る場合があります。

空気中の光化学オキシダント濃度が高くなった場合、市の防災行政無線で注意報の発令を放送しますので、放送をよく聞いて外出などを控えるようお願いいたします。

問合せ先 市民生活課生活環境係、県北保健所衛生環境課環境保全班 ☎0950-57-3933

児童扶養手当を受給している皆さん 児童扶養手当の減額が始まります

児童扶養手当を受給してから5年を経過した母親、支給要件に該当してから7年を経過した母親は、法律の改正により平成20年4月分(8月振り込み分)から、児童扶養手当の支給額が減額(半額)になります。該当者には、2カ月前に通知します。

※養育者(母以外の受給者)と、対象児童に8歳未満の児童がいる母子世帯は、今回の法改正の減額対象にはなりません。

ただし、次の要件に応じた手続きをすると減額にはなりません。

- ①就業している
- ②求職活動など自立を図るための活動をしている
- ③身体上または精神上の障害がある
- ④負傷または疾病等により就業することが困難である
- ⑤児童または親族が疾病、障害などで介護を行う必要

があり、就業が困難である

【①～⑤に該当する人】

○必要書類 児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書、各種関係書類

○提出期限 通知に記載してある期日

○提出方法 郵送か持参

【①～⑤に該当しない人】

子育て・こども課窓口へご相談ください。就業に向けた指導等を行い、その上で求職活動を行い「関係書類」を提出してもらうことになります。

※上記の関係書類を期限までに提出しない場合、または就業に向けた指導に従わなかった場合は、手当が減額(半額)になります。

●問合せ先 子育て・こども課